令和８年（フ）第４０１号
仙台市青葉区高野原４丁目10番地の１
破産者　四日市まり子
１　決定年月日　令和８年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５６４号
仙台市青葉区国見６丁目23番23号　ラ・ロシエールⅡ―111
破産者　小野　律子
１　決定年月日　令和８年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２７０号
川崎市麻生区高石３丁目11番１号　ジャンダルム百合ヶ丘　401
破産者　京野　雄馬
１　決定年月日　令和８年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第２９１号
川崎市高津区千年1025番地13　クレールメゾン　203
破産者　上村　和幸
１　決定年月日　令和８年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３５６号
川崎市幸区南加瀬１丁目16番31―304号
破産者　井上　豪猛
１　決定年月日　令和８年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４０７号
川崎市高津区千年728番地１　立身寮　312
破産者　飯澤　　敦
１　決定年月日　令和８年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第５３７号
神奈川県伊勢原市下落合55番地の８
破産者　田村　　彩
１　決定年月日　令和８年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第６９８号
神奈川県愛甲郡愛川町中津2223番地の４
フェリーチェⅠ205
破産者　黒川　　洋
１　決定年月日　令和８年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１６１号
神奈川県小田原市小八幡１丁目８番52―203号　パストラル530
破産者　川上　美水
１　決定年月日　令和８年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第３５８号
新潟県五泉市駅前２丁目２番16号
破産者　田中　宏樹
１　決定年月日　令和８年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和７年（フ）第５６４号
新潟市西区内野西１丁目８番２号
破産者　高山　凌我
１　決定年月日　令和８年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６１号
新潟市東区空港西２丁目16番２号
破産者　斉藤　　翼
１　決定年月日　令和８年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１８３号
新潟市北区彩野４丁目６番地23
破産者　リラクゼーションサロンなないろ日和こと谷澤由香梨
１　決定年月日　令和８年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１８４号
新潟市北区彩野４丁目６番地23
破産者　リラクゼーションサロンなないろ日和こと谷澤幸恵
１　決定年月日　令和８年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３号
長野県南佐久郡南牧村大字野辺山693番地148
破産者　臼井加奈美
１　決定年月日　令和８年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

令和７年（フ）第４５号
岐阜県下呂市萩原町上村1790番地４、破産手続開始時の住所岐阜県下呂市萩原町萩原1785番地１
破産者　和田　好弘
１　決定年月日　令和８年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

令和７年（フ）第３０８５号
名古屋市名東区上社１丁目502番地の１　ＰＲＯＸＹ　ＳＱＵＡＲＥ上社101号、従前の住所愛知県長久手市作田２丁目2012番地　シャンボール長久手403号
破産者　天満　智憲
１　決定年月日　令和８年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３１３７号
名古屋市南区本星崎町字東浦下353番地　シャルム星崎101号
破産者　足昇　俊夫
１　決定年月日　令和８年９月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部